

京都市告示第143号

京都市国民健康保険条例第15条第1項に規定する保険料率は、次のとおりとし、平成21年4月1日から適用します。

平成21年6月9日

京都市長 門川 大作

第15条第1項に規定する保険料率（介護納付金賦課額）

- | | | |
|-----|---------|-----------|
| (1) | 所得割 | 100分の2.04 |
| (2) | 被保険者均等割 | 8,230円 |
| (3) | 世帯別平等割 | 4,430円 |